

(仮称) 千葉県銚子市沖における
洋上風力発電事業

環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 7 月

千葉県銚子オフショアウインド合同会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び方法	3
(2) 開催場所、開催日時及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解	4
1. 意見の概要及び事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して約 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 4 月 23 日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 6 年 4 月 23 日付 読売新聞
- ・ 令和 6 年 4 月 23 日付 大衆日報

② 自治体広報紙によるお知らせ

下記の自治体広報紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報ちょうし 令和 6 年 4 月号
- ・ 広報あさひ 令和 6 年 4 月 15 日号

③ インターネットによるお知らせ

令和 6 年 4 月 23 日から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 千葉県 ウェブサイト
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/eikyohyouka/jigyoku/koukoku.html>
- ・ 銚子市 ウェブサイト
<https://www.city.choshi.chiba.jp/>
- ・ 旭市 ウェブサイト
<https://www.city.asahi.lg.jp/>
- ・ 千葉銚子オフショアウインド合同会社 ウェブサイト
<https://www.chsow.co.jp/news/info/jbs0422.html>

(3) 縦覧場所

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・千葉県庁環境生活部環境政策課
- ・銚子市役所企画課
- ・銚子市役所豊岡出張所
- ・銚子市役所豊里出張所
- ・旭市役所環境課
- ・旭市役所飯岡出張所

② インターネットの利用による縦覧

- ・千葉銚子オフショアウインド合同会社 ウェブサイト
<https://www.chsow.co.jp/news/info/jbs0422.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和6年4月23日(火)から令和6年5月27日(月)まで

ただし、土・日・祝日及び閉庁日を除く

- ・縦覧時間：開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数（記名者数）は、8名であった。

- | | |
|-----------------|----|
| ・千葉県庁環境生活部環境政策課 | 0名 |
| ・銚子市役所企画課 | 3名 |
| ・銚子市役所豊岡出張所 | 1名 |
| ・銚子市役所豊里出張所 | 3名 |
| ・旭市役所環境課 | 0名 |
| ・旭市役所飯岡出張所 | 1名 |

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催場所、開催日時及び来場者数

- ・銚子市勤労コミュニティーセンター（銚子市若宮町 1-1）

開催日時：令和 6 年 5 月 8 日（水） 19：00～20：30

来場者数：26 名

- ・いいおかユートピアセンター（旭市横根 1365-25）

開催日時：令和 6 年 5 月 9 日（木） 19：00～21：00

来場者数：7 名

- ・銚子市勤労コミュニティーセンター（銚子市若宮町 1-1）

開催日時：令和 4 年 5 月 10 日（金） 19：00～20：15

来場者数：9 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 4 月 23 日（火）から令和 6 年 6 月 10 日（月）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・千葉銚子オフショアウィンド合同会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

2 名の方から、2 通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

1. 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく、準備書について環境の保全の見地から提出された意見は、2件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	250m以上の大型風力発電器31基をこのように海上に無責任に設置するのは環境破壊となります。 工事時や運転時の飛散、火災、台風、地震等の災害やメンテナンス時も1基あたり500L以上あるオイル漏れや部品の拡散の被害が拡大します。 表10.1.2-11 最大流速で時速2km/hで人が歩く速さで広がり取り返しがつかなくなります。 飛散時の対応が全くされていないのは、海上だから許可されることでしょうか。 防ぐ方法としてオイルの拡散防止用にオイルの吸収剤を足元に設置し部材を散しない仕組みをつくる。 海洋に建設するということは、環境保全に無責任でいられることではありません。 破片の分散、バードストライクの遺骸、オイル漏れの海洋汚染に無責任で良いということではありません。 自然保護を無視しつつも環境保全に責任のある施設として拡散防止、汚染の被害がないような設計を明示してください。無責任に乱立してよいという法令はありますか。 環境省が推進する環境保全ができない開発はあまりに無責任です。 図2.2.9-1に海面に対策がまったくありません。	台風・地震等の自然災害に対しては、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説 2.1 外力に対して安全な構造」が求める風速、波力、地震力等に対して安全な設計になることを、国の技術審査において確認を受ける予定です。 火災発生時への対策として自動消火装置の導入を検討しており、部品の飛散に至る前に消火する方針です。 油流出の防止対策としては、「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説 2.6 公害等の防止」において、水質汚濁防止法が求める水準と同等の漏油対策が求められています。具体的には、循環油が外部へ飛散しないようオイルパンの設置等により、外部への油流出を防ぐ措置を講じる予定です。またメンテナンス時においても、作業員への教育を行うことにより人為的なミスによる油流出を防ぐ考えです。 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説（令和2年3月版）」（2020年、洋上風力発電施設検討委員会） https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/yojo_furyoku/pdf/20200327_01.pdf

[illegible]

※「意見の概要」の「●」の箇所及び「別紙写真資料」は、意見提出者のプライバシー等に配慮して伏せた。